

行政財産使用許可に係る光熱水費等経費の徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
松原高等学校	<p>業者等が設置する公衆電話の電気代については、当該行政財産使用許可書に基づき、徴収することになっているが、令和5年3月分の電気代を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1418 701"> <thead> <tr> <th></th> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業者等が負担する 電気料金</td> <td>0円</td> <td>326円</td> <td>326円</td> </tr> </tbody> </table>		誤 (既収納額)	正	不足額	業者等が負担する 電気料金	0円	326円	326円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
	誤 (既収納額)	正	不足額							
業者等が負担する 電気料金	0円	326円	326円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月30日）